

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県産業廃棄物協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物を主体とする廃棄物の適正な処理を促進する事業を行うことにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び廃棄物の有効利用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物に係る処理業許可取得、産業廃棄物管理票の作成、電子マニフェストシステム加入等の事務の指導
- (2) 産業廃棄物の有効利用促進に関する事業
- (3) 産業廃棄物の処理に関する講習会、研究会等の実施
- (4) 産業廃棄物の処理に関する各種の調査並びに情報の収集及び提供
- (5) 廃棄物の適正処理及び不法投棄防止に係る活動
- (6) 産業廃棄物管理票の頒布
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の会員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき静岡県内における産業廃棄物処理業の許可を受けた者、産業廃棄物を排出する事業者若しくはこれらの者の組織する団体又は産業廃棄物に関する識見を有する個人若しくは団体であつて、この法人の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力するため入会したもの
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員となろうとするものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に対し当該総会の開催の日から1週間前までに、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく静岡県内における産業廃棄物処理業の許可を取り消されたとき。

(2) 第7条第2項の会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(3) すべての正会員が同意したとき。

(4) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 既に納入した会費及び入会金は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、総正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項（開催）

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 16 条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員のうちから、選任する。

（議決権）

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに、第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達す

るまでの者を選任する。

- 4 前項の議案について、出席した正会員が候補者を一括して採決することに異議がないときは一括採決をすることができる。ただし、前項後段の選任の方法によるもの及び次条第1項の書面による議決権行使の結果において過半数の賛成を得られていないものについては、一括採決を行うことができない。

(書面による議決権の行使)

第19条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までには当該記載をした議決権行使書面を提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事（会長、副会長及び専務理事を含む。）25人以上30人以内
- (5) 監事 3人以内

- 2 前項第1号の会長及び同項第2号の副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、同項第3号の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 正会員でない理事及び監事の数、理事については2人、監事については1人を超えることができない。

- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、そ

の業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、その職務を代行する。副会長の業務分担については、理事会において別に定める。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第28条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与の数は、それぞれ1人以上3人以内とする。
- 3 顧問はこの法人の運営方針について、参与はこの法人の運営の具体的方法について、それぞれ会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 4 顧問及び参与は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 総会に付議すべき事項の審議及び決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び部会

(委員会)

第34条 この法人に、この法人の行う事業のうち特定の事項を推進するための企画、立案、調査その他の業務を行う委員会を置く。

2 委員会の名称及び役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運営委員会 総会及び理事会の運営並びに協会の日常業務の運営について協議し、理事会に意見を提出する。
- (2) 適正処理委員会 産業廃棄物に関する研修会、不法投棄撲滅活動等の企画を行う。
- (3) 広報委員会 機関誌の発行、産業廃棄物処理施設見学会、環境フェアへの参加等についての企画を行う。
- (4) 安全衛生委員会 産業廃棄物処理業における労働災害低減の取組みを行う。

- (5) 法制度検討委員会 廃棄物処理に関する法制度等の検討を行い、必要に応じ、行政機関等へ意見具申等を行う。
 - (6) 災害対策委員会 地震、風水害等の際の災害廃棄物処理・復興支援体制の整備を行う。
 - (7) 綱紀委員会 必要に応じ、産業廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理に関する法令等の遵守を指導する。
- 3 委員会は、第 36 条に定める支部から選出された正会員 7 人又は 8 人の委員で構成する。
- 4 委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。
- (専門部会)

第 35 条 この法人に、この法人の事業の活性化を図るため、産業廃棄物の種類ごと、産業廃棄物処理業の区分ごと又は活動の主体ごとに専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の名称及び役割は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 医療廃棄物部会 医療廃棄物に関する専門知識の向上及び適正処理の確保を図るため、講習会の開催、行政機関及び関係団体との意見交換会等を行う。
 - (2) 建設廃棄物部会 建設廃棄物に関する専門知識の向上及びリサイクルの推進を図るため、講習会の開催、行政機関及び関係団体との意見交換会等を行う。
 - (3) 食品廃棄物部会 食品廃棄物の再生利用、食品のリサイクルに関する法令の周知を図るため、講習会の開催、行政機関及び関係団体との意見交換会等を行う。
 - (4) 中間処理部会 中間処理に関する専門知識の向上及び適正処理の確保を図るため、講習会の開催、行政機関及び関係団体との意見交換等を行う。
 - (5) 青年部会 産業廃棄物処理業の次世代を担う人材の育成を目的に講習会の開催、他県の産業廃棄物協会の青年部会員との交流を行う。
 - (6) 女性部会 産業廃棄物の適正処理に関わる女性人材の育成を図るため、講習会の開催、他県の産業廃棄物協会の女性部会員との交流等を行う。
- 3 専門部会は、それぞれ会員のうちから希望した者をもって構成する。
- 4 専門部会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

第 8 章 支部及び事務局

(支部)

第 36 条 この法人に、理事会の定めるところにより、静岡県内の必要な地域ごとに支部を置くことができる。

- 2 前項の規定により、この法人に支部を設けた場合は、会長は、理事会の決議に基づき、支部長を任免する。
- 3 支部長は、会長の指示に基づき、支部の業務を処理する。
- 4 支部長の任期等については、第 25 条の規定を準用する。

(事務局)

第 37 条 この法人にその事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の決議に基づき、会長が任免する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号及び第 6 号の書類については、定時総会に報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般

の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第 41 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は梅原秀夫、副会長は鈴木洋佑、岸本道明及び市川照、専務理事は三島文夫とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款の一部改正は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。
- 2 この定款の一部改正は、平成 26 年 5 月 23 日から施行する。
- 3 この定款の一部改正は、平成 27 年 6 月 8 日から施行する。
- 4 この定款の一部改正は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。
- 5 この定款の一部改正は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。
- 6 この定款の一部改正は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。